

障害者差別解消法の改正に向けた動き

○ 平成31年2月22日 内閣府障害者政策委員会より

【障害者差別解消法3年間の運用実態の検証と見直しに向けた検討】

以下のような議論を経て、1年程度で取りまとめることを想定

- ・ 障害者基本計画に基づく関連施策の実施状況の監視
- ・ 個別の論点の検討
- ・ 関係団体ヒアリング

(委員意見)

- ・ 相談事例をきちんと分析し原因を解明したうえで、「相談がないのか」、「相談があっても解決できないのか」、自治体において整備してきた体制などが機能していくよう、改正案を戦略的に考える。
- ・ 各省庁に、どういう相談が寄せられていて、その後、解決したかどうかを明らかにしてほしい。省庁により対応に温度差があるので、全ての事例を知りたい。
- ・ 事業者における合理的配慮の努力義務について、国連の権利委員の立場からいうと、「過度な負担とならない」という条件がありながら、努力義務というのは不思議な概念である。
- ・ 努力義務というあいまいなものをクリアーして、行政指導で調整できるのかどうかポイント。
- ・ 紛争を協議会で取り扱って解決することが大切、実際は案件が少ないことが問題である。協議会において、参画する民間事業者なども協力して解決していくことで支援力が高まる。
- ・ 建設的な対話で解決を図るのが法の趣旨。あっせん調整の制度を設けても事業者が同意しないといけない、あっせん調整には限界がある。
- ・ 「紛争解決のしくみ」は積み残された課題。あっせんや調停で協議会が関与した個々の事例について検証し、あっせん・調停という仕組みがどう位置づけられているのか把握してほしい。

(事務局)

- ・ 条例に基づいて、あっせん、調停、勧告をした事例は少ない。
- ・ 次回(4月22日予定)には、相談事例、解決に至った事例、困難事例について、報告する。

【障害者基本法の見直しに向けた検討】(1/25 佐藤委員提出資料より)

- ・ 障害者基本法では附則「第二条 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」としている。
- ・ 2011年改正から8年が経過し、社会状況が変化し、様々な問題が噴出している。施行状況の検証、及び障害者権利条約批准を踏まえ、法改正に向けて検討が必要だと考える。

○ 想定される法改正の争点

- ・ 事業者に対し、「合理的配慮の提供」を義務化
- ・ 紛争解決の仕組み、総合窓口の設置 等

○障害者権利条約

- 2019年9月 国連の障害者権利委員会による日本政府報告書の審査（事前質問事項案）
- 2020年9月（？） 国連の障害者権利委員会による日本政府報告書の審査

○参考

【障害者政策委員会】（内閣府HPより）

- ・ 障害者基本法が平成23年8月に改正され、内閣府に「障害者政策委員会」が設置された。
- ・ 「障害者政策委員会」は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業の従事者、学識経験者の30人以内で構成される審議会であり、障害者基本計画の作成・変更について調査審議し、政府に対し意見を述べること、障害者基本計画の実施状況を監視し、政府に勧告することとなっており、このような機能を通じ、障害者権利条約の実施を監視することとなっている。

【障害者権利条約】（内閣府HPより）

- ・ 障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進すること等を目的とする障害者権利条約は、平成18（2006）年12月、第61回国連総会本会議において採択され、平成20（2008）年5月に発効した。
- ・ 平成30（2018）年3月31日現在、締約国・地域・機関数は177となっている。
- ・ 障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。
- ・ 我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、平成19（2007）年9月28日、同条約に署名した。その後、障害者基本法の改正（平成23（2011）年8月）等の各種法制度整備を行い、平成26（2014）年1月20日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月19日に我が国について発効した。
- ・ 障害者権利条約では、各締約国が、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」を国連の「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」に提出することを定めており（条約第35条）、特に初回の報告については、条約発効後2年以内の提出が求められている。
- ・ 我が国においても、「障害者政策委員会」における議論やパブリックコメントを踏まえて政府報告作成準備を進め、平成28（2016）年6月に「障害者権利委員会」に初回の政府報告を提出した。
- ・ 今後は、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が行われ、同委員会の提案及び勧告を含めた最終見解が採択され、国連文書として公表される予定である（詳細については外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html）を参照。）。
- ・ 「障害者権利委員会」は、条約の締約国から選ばれた18人の専門家から構成され、締約国による報告を検討し、報告について提案や勧告を行う等の活動を行う委員会である。平成28年の第9回障害者権利条約締約国会合において、国連障害者権利委員会の委員選挙が行われ、石川准氏（内閣府障害者政策委員会委員長、静岡県立大学教授）が、我が国の候補として初めて当選し、平成29（2017）年より委員として活動している。